書類規程

１.書類の完備

1）譲渡書類は、全国いずれの陸運支局又は検査登録事務所でも登録可能な書類が完備しているものでなければなりません。【尚、印略・原略等の特定地域のみ有効な書類は、原則として受付けしないものとします。】

2）譲渡書類のうち印鑑証明、委任状等の書類有効期限は、開催日の翌月末以上でなければなりません。又、予備検査証の有効期限も同様とします。

（尚、住民票・登記簿謄本・抄本等の有効期限は発行日より３ヶ月間とします。）

3）出品店は、譲渡書類一式を開催日より 7 日以内に JU 広島事務局へ到着するように送るか又は直接事務局へ届けてください。

4）年度内に車検が切れる場合は、継続検査用納税証明、自動車税還付請求権譲渡書の添付が必要となります。

2. 書類受付・時間について

1）書類課への書類の到着が月曜日～金曜日の午前 9 時から午後 5 時までのものは当日受付とします、午後 5 時以降のものについては翌日の受付となります。

尚、土、日曜日の書類の受付は行いませんのでご注意下さい。

＊　金曜日午後 5 時以降に到着した書類は、翌週の月曜日の受付となります。

3. 書類送付

1）書類の落札店への送付は、原則として代金精算日（振込み確認日）の翌日の発送とします。

4. 書類不備

1) 登録に必要な書類及び自動車損害賠償責任保険証が無いものは「書類不備」とします。尚、自動車損害賠償責任保険の譲渡証は原則として添付するものとします。

2）倒産およびダブル移転や死亡相続書類等、地域により取扱いが異なるものは、原則として受付けませんので、必ず自社名義にして出品してください。

3) 出品票の車検有効期限記入欄に有効期限の記入があり書類期限より車検有効期限が短い場合は、納税証明書およびマークシート等、継続車検に必要な書類を添付してください。添付の無い場合は遅延ペナルティもしくは早期名変ペナルティの対象となります。

4) 車検切れの場合は抹消して出品してください。出品票にナンバーを記入され成約した時に抹消の場合は事務局へ確認をとり抹消してください。

5) 書類の有効期限が規程期限未満の車輌については原則として受付けません。ただし、落札店の承諾が得られたものに限り受付けます。この場合、早期名変ペナルティとして出品店は２万円を落札店に支払うものとします。

6）書類到着後、不備の場合は着払いにて返送致します。

7）出品票の所定欄に名変期日指定の記入があるもの（但し、事務局到着日より２０日以上あること、それより短い期日は無効）については成約時に落札店の承諾が得られたものとして受け付けます。
但し、その記入期限に相違がある場合（短い場合）は、早期ペナルティの対象又はキャンセルとなります。

5.書類遅延ペナルティ

1) 出品車の譲渡書類の到着が AA 開催日（木）を含め９日間、翌週金曜日の午後 5：00 を越えた場合は、ペナルティ 1 万 1 千円を課します。それ以降 1 日につき 1 千円の追加ペナルティを加算しますのでご注意ください。【書類の一部不備による遅延も同様に扱う】
2) JU 広島が定めた長期休暇をはさんだ場合の到着期限はその都度明示します。
3) 金曜日が祝日の場合は、翌日とします。
4）納税証明（継続検査用）等、継続検査に必要な書類の遅延ペナルティ（7 日間、1 万円、以降 1 日 1,000 円）については落札店からの催告日より起算するものとする。
5）譲渡書類が落札店に到着後に不足が発覚した場合の遅延ペナルティ（7 日間、1 万円、以降 1 日 1,000 円）にいては落札店から JU 広島へ催告のあった日より起算するものとする。
6）譲渡書類が落札店に到着後に不備が発覚し、そのために差替を要する場合の遅延ペナルティについては、差替書類を JU 広島に提出した日より起算（7 日間、1 万円、以降 1 日 1,000 円）するものとする。

6.差替手数料

1) 譲渡書類の有効期限の失効及び書き損じ等による差替えについては、3 万円の差替えペナルティとします。但し、3 万円以上の場合はＪＵ広島事務局の裁定により実費とし、JU 広島が落札店に請求し出品店に支払うものとします。又、差替え後の書類の有効期限は差替日より約１ヶ月を目安とします。
2) 書類有効期限が規程期限（開催日の翌月末以上）未満のものについて、落札店が承諾後、有効期限を失効した場合も差替え手数料を出品店に支払うものとします。
3) 差替はすべて JU 広島を通じ、依頼するものとします。尚、これに違背した場合は差替ペナルティの他に迷惑料を課すものとします。

7.自動車税

1）同一県内については、開催日の当月までは出品店の負担とし、翌月以降の自動車税は落札店の負担とする。
2）軽自動車の自動車税はオークション開催年度分を出品店負担とする。又、年度末（３月）に開催されるオークションでの翌年度の軽自動車税は落札店の負担とする。
3）**自動車税相当額の預託**
成約車輌がナンバー付きの場合は県内、県外落札に関わらず、落札店から自動車税の年度残額相当分を JU 広島が預かり、登録結果により精算いたします。ただし 3 月開催分は翌年度（12 ヶ月）分となります。

4）預託金の精算

オークション開催月までは出品店の負担、翌月分以降は落札店の負担とし精算は次のようになります。

① 移転登録・・還付金請求権譲渡書（以下『還付書類』という）の有無に関わらず、出品店へ精算。（但し、3 月開催で同月内移転登録の場合は落札店へ全額返金）

② 抹消登録・・・還付書類が有れば、出品店へ精算。
（但し、3 月開催で同月内移転登録の場合は落札店へ全額返金）

③ 抹消登録・・・還付書類が無ければ、抹消登録月により次表のように配分。

	開催月	翌月	翌々月
出品店	0	1 ヶ月	2 ヶ月
落札店	預託金全額	預託金－1 ヶ月	預託金－2 ヶ月

5）移転登録の自動車税

還付書類がなく移転登録後、同年度内に抹消登録した場合においては、落札店からの申し出により還付金相当分を再度精算いたします。

但し、抹消登録した月の翌月 5 日までに、JU 広島へ抹消登録を明らかにする書類を提出していただく事が必要となります。

6）納税証明書の取扱いについて

① 納税証明書の提出

納税証明証は納税されていることを証するものとして譲渡書類に添付されるべきですが、実際に必要なのは継続検査を受ける時に限られます。従って、譲渡書類に納税証明書がない場合も書類不備にはいたしませんが、同年度内に車検が切れる車輌については出品店にて継続検査用納税証明書を用意していただくものとします。

② 継続検査用納税証明書の請求

譲渡書類等に継続検査用納税証明書の添付がなく、継続検査に必要となった場合、落札店は JU 広島を経由して出品店に請求することができる。出品店は請求のあった日から 7 日以内に JU 広島に提出していただくものとし、万一提出が遅れた場合はペナルティーが課せられます。なお、ペナルティーは自動車検査証の有効期間が満了する日の 1 ヶ月前受付分とし、請求のあった日から 7 日以内に提出がない場合は 1 万円、以降 1 日ごとに 1 千円づつ加算することとします。

③ 車検有効期限の短い車輌について

車検有効期限が翌月末に満たない車輌についても移転登録で出品することが可能ですが、名義変更の期限よりも車検の有効期限の方が短い場合については継続用納税証明書を必ず提出するものとし、提出のない場合は書類不備の扱いに致します。

7）自動車税還付請求権譲渡書の扱い

月割り計算をすることで、納税（還付権利）者の変更があると考え、ナンバー付の車輌は自動車税還付請求権譲渡書（新所有者が還付できる）を提出していただきます。ただし、譲渡書類の提出時に自動車税還付請求権譲渡書の添付がない場合も、後日精算させていただくことを前提に受付いたします。

8.名義変更

1）名義変更は開催日の翌月末迄に完了し、名義変更完了日より５日以内に送付してください。尚、車検証の写しに書類送付案内状を必ず添付して下さい。

＊ FAX にて送信される場合は、必ず名義変更コピーに送り状を添付し到着の有無を確認して下さい．それ以外は不着扱いとします．

2）ナンバー付車輌（軽自動車に限る）は名義変更保証料 1 万円を JU 広島が預かります。

（※普通車は名義変更保証料 1 万円の預りを廃止いたします。）

9.名義変更遅延

1）JU 広島は開催日の翌々月の 5 日迄に名義変更の結果報告（名変コピーの到着）が無い場合は、JU 広島にて現在証明等を確認し現在証明手数料 3 千円を落札店に請求します。

2）JU 広島は開催日の翌月末までに登録手続きが完了しなかった場合は、「登録手続き遅延ペナルティー」を落札店に請求し、出品店に支払うものとします。（ペナルティー2 万円を課します、それ以降 1 日につき 1 千円の追加ペナルティーを加算しますのでご注意ください。）

尚、差し替え時の名義変更遅延ペナルティーは、譲渡書類の有効期限の失効（書き損じ等）による差し替え依頼があった時点までとし、それ以降は、差し替えペナルティーのみとする。

3）書類期限付の落札車輌の名義変更がその期日より遅れた場合には、遅延ペナルティ対象となります。落札店は、落札車輌について、オークション開催月の翌月末日迄に移転登録または抹消登録を完了するものとし、車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月 5 日までに JU 広島に提出するものとする。

10.書類の遅延及び紛失によるキャンセル

1）出品店より事務局へ譲渡書類一式の到着が開催日より１５日以上遅延した場合及び出品店による書類紛失があった場合、落札店はキャンセル可能とし「キャンセルペナルティ」を出品店が落札店に支払うこととする。

※ キャンセルペナルティ＝３万円＋実費（販売利益は含まない）

11.書類再交付（紛失）

1）書類再交付は必ず JU 広島を通じ、依頼するものとします。

2）書類再交付に際しては「ペナルティ」を出品店に支払うものとします。

◎ 車検証及び譲渡書類一式・・・・・・３万円＋実費

◎ 抹消書類の紛失・・・・・・・・・・原則として受付けない

※ 自動車損害賠償責任保険証の再交付は出来ません。

12.抵当権について

1）抵当権設定車または差し押さえ等の事実が成約後判明した場合は、すべて出品店の責任で解除しなければなりません。

13.保証書の取扱い

1）新車整備手帳付であること、保証書欄に新車販売店ディーラーのゴム印・シール貼付けのあるもの。

14.その他

1）名義変更前の車輌運行による交通違反等が発覚した場合は、迷惑料として 3 万円を落札店に請求し、それを出品店に支払います。

2）書類期限（開催日の翌月末）について、末日が土、日祝日の場合はその前日までとする。

【書類規程一覧表】

1.書類有効期限	開催日より翌月末以上	出品票記入有効 ＊事務局到着後20日以上有る事
2.書類遅延ペナルティ	＊翌週の金曜日を越えた場合ペナルティ 11,000 円 ＊上記以降 1 日につき 1,000 円の加算	完備しないものは全て不備扱い （自賠責も不備扱い）
3.書類差替ペナルティ	＊１件３万円又は実費	＊記入ミス（書き損じ）もペナルティ発生
４.書類遅延（紛失）によるキャンセル	＊開催日より15日以上遅延した場合キャンセル可能 ＊キャンセルペナルティ ３万円＋実費 （販売利益含まず）	実費＝陸送費、加修費用

5.名変遅延ペナルティ	＊ 開催日の翌月末迄に未名変（2 万円、以降 1 日 1 千円）	名変預かり保証金 《没収》
6.書類再交付	＊車検証及び譲渡書類一式 （3 万円） ＊抹消謄本	＊ 自賠責の再交付なし ＊原則として受付けない
7.その他	＊名変前の交通違反等 （迷惑料３万円）	＊早期名変手数料 （２万円）

別添表

手数料一覧表

セリ順	コーナー	出品料	成約料	落札料	備　考　欄
1	Ｌ ＰＣ	3,000	7,000	6,000	R 点車含む
2	軽自動車	5,500	7,000	6,000	R 点を除く
3	バン・トラ	(小)6,500 (中)8,000 (大)10,000	7,000	6,000	Ｒ点車含み全て当コーナーとする。但し、軽自動車・LPC・現状・冠水は除く
4	ディーラー	6,000	7,000	6,000	
5	ルーキー	5,500	7,000	6,000	
6	プレミアム	5,500	7,000	6,000	
7	グリーン	6,500	7,000	6,000	
8	リフレッシュ	8,000	7,000	6,000	Ｒ点車輌のみ
9	現状事故車	8,000	7,000	6,000	
10	当日	5.000	7,000	6,000	Ｒ点車含む

※　LPC コーナー出品料
流札車《1 回目無料、2 回目以降 3,000 円》
成約車《出品料 3,000 円、但し、10 万円以上 6,500 円Ｒ点車は 8,000 円》

※　各コーナーよりＲ点車輌はリフレッシュコーナーへ廻します
（但し、LPC、当日コーナーは除く）

※　各コーナーよりバン・トラックはバン・トラコーナーへ廻します。

※　記念オークションの場合、各コーナー1,000 円増とします。

※　ナンバープレート付成約車は、別途成約料 2,000 円増となります。

※　走行距離に関するクレーム基準について変更いたしました。
平成 21 年 10 月　1 日

≪オークション規定集の主な改訂部分≫

☆　出品・落札規程
第 3 条《出品車輌条件》　第 8 項（9 ページ）　平成 18 年 10 月、追加
第 4 条《出品票記入方法》第 6、7、8 項（9 ページ）　平成 20 年　8 月、追加、変更

☆　第 5 章　出品・落札　第 28 条《車輌の搬出》2 項、4 項（6 ページ）平成 19 年 5 月、改訂

☆　検査規定
評価点判定基準。内装補助評価（12、13 ページ）平成 20 年 1 月、改訂

☆　クレーム規程
第２章、9 条　4 項タコグラフ装着車の取り扱い。（20.ページ）平成 20 年 1 月、追加